

令和2年度座間市一時生活支援推進事業委託 業務委託仕様書

座間市が実施する令和2年度座間市一時生活支援推進事業委託について、次のとおり仕様を定める。

1 目的

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に定める住宅確保要配慮者等、居住に関する支援が必要とするもの（以下「住宅困難者」という。）に対し、一時的な居住の確保に加え、居住に関する相談及び入居可能な民間賃貸住宅情報の提供、入居後の生活支援活動を実施すること。

なお、本事業は生活困窮者自立支援法及び生活保護法に基づく事業の一環として実施するものであり、同法に基づく他の事業とあいまって、地域全体で包括的な支援体制の構築を図るものである。

2 委託業務名

令和2年度座間市一時生活支援推進事業委託

3 委託期間

契約日（令和2年4月1日を予定）から令和3年3月31日まで

4 前提条件

受託者は次に掲げる条件を前提として業務を遂行すること。

(1) 事業の実施について

本事業は、生活困窮者自立支援法及び生活保護法に基づく事業の一環として実施するものである。本事業を実施するに当たり、生活困窮者自立支援法に基づく他の事業、とりわけ自立相談支援事業との連携は必須となるため、厚生労働省が示している「自立相談支援事業の手引き」を踏まえて事業を実施すること。

(2) 苦情対応

支援対象者と事業従事者間の苦情、トラブルへの対応は、原則として受託者の責任で行うこと。

(3) 個人情報の管理

個人情報を含む資料については、座間市個人情報保護条例の本旨に従い、適切かつ厳重に管理すること。

5 事業内容

次に掲げる業務を実施する（別紙参照）。

- (1) 住宅困難者へ宿泊場所や食事の提供、衣類等の日用品の支給又は貸与、定期的な入浴等の日常生活上必要なサービスの提供
- (2) 住宅困難者が安定した住まいを確保できるよう、住まいに関する相談窓口を設置し相談に応じるとともに、希望に沿った賃貸物件情報の収集及び紹介
- (3) 住宅困難者への定期的な見守りや生活相談等、生活支援

(4) 不動産関係者、福祉関係者、居住支援協議会の有する物件や、居住支援サービスの情報を収集し、不足しているものについては担い手の開拓

6 事業の対象者

対象者は、本市（自立相談支援機関）が行う自立相談支援事業の支援調整会議において、本事業の利用する旨の支援決定を受けた者とする。

7 支援期間

原則3か月以内とする。ただし、対象者の状況に応じて市が必要と認める場合は、6か月を超えない範囲で支援する。

賃貸物件情報紹介等については対象者の状況に応じて1年の範囲内で設定するものとする。

8 業務実施場所

業務実施場所については、受託者において確保するものとする。

9 業務の報告及び

受託者は、当該年度の事業終了後、本事業に係る当該年度の事業報告書及び収支決算書を令和3年3月末日迄に市に提出するものとする。

10 経費等について

本事業の実施に必要となる備品等については、受託者において確保するものとする。なお、市は委託料以外負担しない。受託者は、本事業における費用負担を対象者に求めてはならない。

11 委託料の支払いについて

委託料の支払時期は、委託者と受託者の協議により決定するものとする。

12 委託期間終了に伴う引継

受託者は、本事業の委託期間が終了するとき又は委託契約が取り消されたときは、次の受託者が円滑に業務を遂行できるよう、引継ぎを行うこと。ただし、継続して受託者となった場合は、この限りではない。

13 その他

この仕様書に記載のない疑義が生じた場合、委託者と受託者の協議により対応することとする。

【別紙】

取組例

- ・ 所有する物件の一時的な提供
- ・ 市内不動産業者から、保証人や緊急連絡先がなくても入居可能な物件、低廉な物件情報を収集
- ・ 民間の家賃保証サービスや協力を得やすい不動産事業者のリストなどについて、居住支援協議会から情報収集
- ・ 緊急連絡先の代わりになり得る見守りサービス等について、行政担当部署や社会福祉協議会等から情報収集
- ・ 家賃債務保証や緊急連絡先の引き受けについて、社会福祉法人等に打診、スキームづくり
- ・ 物件サブリース等により緊急連絡先不要で安価な住宅を自ら提供する社会福祉法人を開拓